

10月5日(号外)

JTU

日教組 教育新聞

発行所
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2
日本教育会館
日本教職員組合
電話03(3265)2171(代)FAX03(3230)0172
(代金は組合費に含まれています)
http://www.jtu-net.or.jp

学校にも働き方改革の風を！

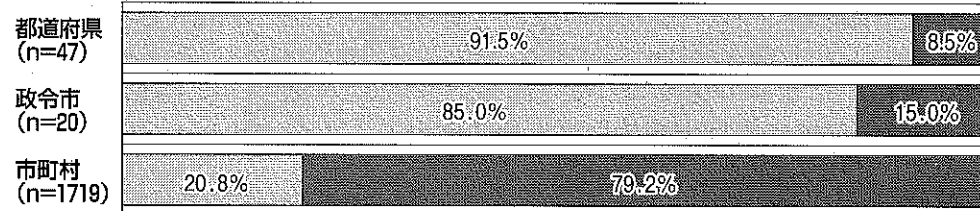
日教組は、「教職員の長時間労働是正のための緊急提言（17年2月）」の発表以降これまで、単組とともに「学校にも働き方改革の風を！」キャンペーンにとりくんできました。その成果もあり、教職員の働き方への社会的な関心は高まっています。
職場の状況についてCheckしてみましょう。



教育委員会による業務改善方針・計画の策定はすすんでいるのか

文科省調査 18年4月1日時点

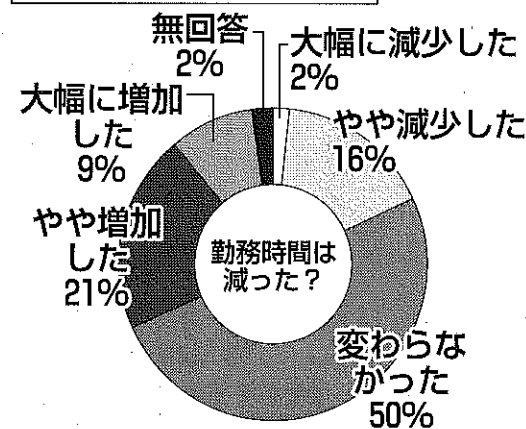
■策定している ■策定していない



都道府県教委や政令市教委の業務改善方針・計画の策定状況に比べて、市町村教委の策定が大幅に遅れている実態が明らかとなりました。

去年に比べて勤務時間は短くなったか

18年9月日教組Web調査



日教組がこの夏実施したWeb調査（11,125人回答）では、「昨年と比べてあなたの1学期の勤務時間（平日）はどのように変わりましたか」の質問に対し、8割の教職員が「変わらない」「むしろ、増えた」と回答しています。

昨年12月に、文科省がまとめた「学校における働き方改革に係る緊急対策」、その後2月に事務次官通知において各教委に通知したとおり、まずは教職員の長時間労働是正のために業務改善方針・計画の策定とその実効化を教委に求めましょう。

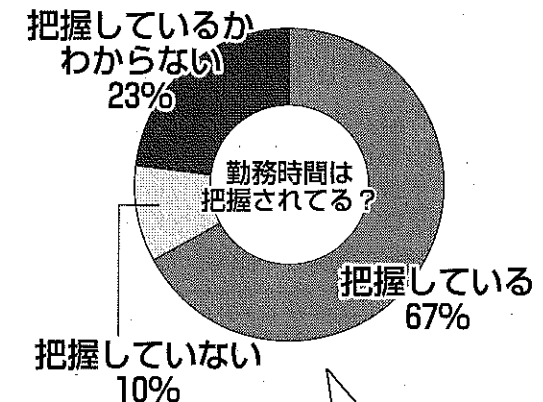
私たちの勤務時間は客観的に把握されているか？

Web調査では、「あなたの学校の管理職は、教職員の出勤、退勤の時刻を把握していますか」の質問に対し、「把握している」が7割程度となりました。

また、18年度自治体・学校調査（日教組調査）の勤務時間把握に関して次のような報告がありました。

- 県立高校すべてにタイムカードシステムが設置され、8月から運用が開始される。
- 大多数がPC起動による勤務時間の記録だが、全市町村教委が一斉にはじめる。
- 校務支援システムにより出退勤時刻が管理職に毎日自動転送されている。

18年9月日教組Web調査



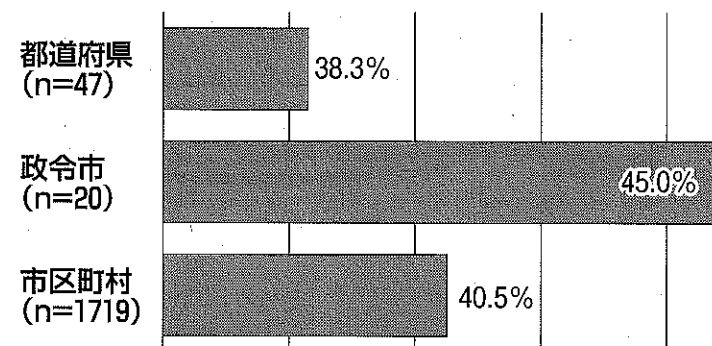
あなたの勤務時間は、客観的に記録されていますか？

一方で同調査では、「設置の予定がない」や「議会で反対された」などの報告もありました。

実際、文科省調査（左表）でも、タイムカードやICT等の設置は半数にも満たない状況です。

〔ICTやタイムカードの導入状況について〕

文科省調査18年4月1日時点



労働時間の把握について、厚労省は「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（17年1月）において、「タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること」としています。また、文科省はガイドラインにもとづき、「管理職や教師に事務負担がかからないよう、教育委員会等は、自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう促す」としています。

長時間労働是正のためには、勤務時間が適正に客観的に把握されることが重要です。客観的な勤務時間管理システムの構築を教委に求めましょう。そして、すべての学校において、勤務時間が適正に把握される状況をこの機につくりましょう。

職場から「働き方改革」をすすめよう！

日教組は、長時間労働是正のための方策として①文科省・教委による業務削減 ②定数改善 ③給特法の廃止・見直しをはじめとした勤務時間法制的整備を求めています。今、教職員の長時間労働是正は喫緊の社会問題として注目され、その改善が求められています。

「働き方改革関連法」成立 (18年6月)

労基法36条を改正し、時間外勤務時間の上限を月45時間、年間360時間を原則とした上で、上限を超えた場合の罰則規定を定める。など。

▶事務職員、栄養職員、現業職員等は適用となります。

▶教員については、この法律は適用になりませんが、参議院では、教員について「『勤務時間管理の徹底』『労働安全衛生委員会の設置』などが附帯決議に盛り込まれた。

経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太方針）(18年6月)

「学校現場での教員の勤務実態を改善するため、『文科省緊急対策』を具体的に推進する。小学校における教育課程の弾力的運用について検討をすすめる。」など。

改正 過労死防止対策大綱 (18年7月)

自動車運転者、医療、メディア業界等とともに教職員の過労死等が多く発生、または長時間労働者が多い職種・業種として分析対象に。

教職員の働き方改革が 注目されています

コラム

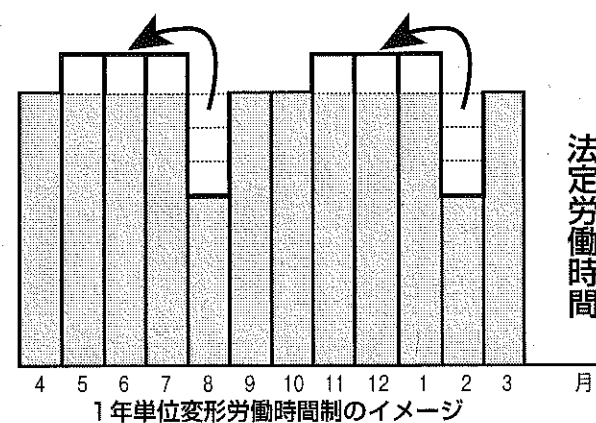
「1年単位の変形労働時間制」って？

中教審特別部会は年内には答申をまとめる見通しです。9月27日に開催された第17回部会では、「1年単位の変形労働時間制」について議論されました。

この制度は、繁忙期に労働時間を長くし、閑散期に労働時間を短くすることにより1年間の法定労働時間を効率的に配分するものです。

1年間を通して時間外労働となっている学校現場でできると思いますか？

日教組は、学校に1年単位の変形労働時間制を導入することは、現状の長時間労働を追認するものであり、長時間労働の是正にはつながらないと考えています。



改革の主体が私たち自身にあることを再認識し、職場の勤務実態から丁寧な議論を積み、改善にむけた要求行動にとりくみましょう。

日教組は単組・支部に以下の項目を統一要求行動として提起しています。

単組・支部でとりくむこと

- 長時間労働是正の業務改善方針・計画等の実効化
- タイムカードやICT等による客観的な勤務時間管理の徹底
- 学校の開閉庁時刻の設定周知、留守番電話等の設置
- 50人未満の学校にも労働安全衛生委員会の設置とストレスチェックの実施、実効性ある労働安全衛生体制の確立

分会でとりくむこと

☑Check「働き方改革」

分会で確認し校長交渉にのぞみましょう。

- ☐ 長時間労働是正の業務改善について、学校で具体のとりくみがされている。
- ☐ 勤務時間は、タイムカードやICT等により客観的に把握されている。
- ☐ 学校の開閉庁時刻が設定されている。
- ☐ 学校の開閉庁時刻が保護者・地域に周知されている。
- ☐ 閉庁時間に留守番電話等の設定がされている。
- ☐ ノー残業デー、ノー部活デーが設定されている。
- ☐ 校内労働安全衛生委員会が設置されている。
- ☐ ストレスチェックが実施されている。
- ☐ 働き方改革に関する職場の課題が共有されている。

日教組は組合員、単組の声をもとに実効性ある長時間労働是正策を引き続き求めていきます。

